

「県民の声を受けて」公表分の概要

平成26年5月7日
戦略企画部

県民の声を受けて、4月16日及び5月1日に県ホームページに公表した県民の声の概要と県の対応は、別添のとおりです。

声の件数は31件ですが、このうち3件については複数の所属が対応しており（別表の整理番号欄の（ ）内が重複番号）、県の対応件数は34件となっています。

声の種別、部局別の県政への反映区分等の概要は、次の1及び2のとおりです。

また、別表の整理番号欄に、A、B又はCを印した主な内容は3のとおりです。

1 声の種別

県民の声は、次の7種類に区分して整理しています。 (件)

区分	提案意見	苦情	要望	照会	相談	激励賛同	その他	計
件数	16	7	2	6	2	1		34

2 対応部局別反映区分

県民の声の県政への反映については、次の6区分によって整理しています。 (件)

部局等	区分	既の実施している	県民の声を受けて実施した	今年度内に反映したい	次年度以降に反映したい	施策の参考とする	反映は困難である	計
防災対策部		1				1		2
戦略企画部		2					1	3
総務部		1	1			1	1	4
健康福祉部		4	1			1		6
環境生活部		2						2
地域連携部		4	1		1	2		8
農林水産部		1					1	2
雇用経済部					1	1		2
県土整備部			1					1
出納局								
企業庁								
病院事業庁								
議会事務局		1						1
監査委員事務局								
人事委員会事務局								
教育委員会事務局		1				1	1	3
労働委員会事務局								
選挙管理委員会事務局								
計		17	4		2	7	4	34

注) 各庁舎事務所等は、本庁の各部局にカウントしています。

3 主な内容

(1) 職員に関するもの（別表の整理番号欄にAを印したもの）

ア 勤務等に関するもの

・職員の勤務、行動等に関する苦情、激励・賛同 No. 6、No. 7、No. 33

(2) 職員の気付きに繋がるとされるもの（別表の整理番号欄にBを印したもの）

ア 情報公開への対応に関するもの No. 30 (No. 5)

(3) 「県民の声を受けて実施した」もの（別表の整理番号欄にCを印したもの）

ア 県政への反映区分のうち「県民の声を受けて実施した」もの No. 7、No. 15 (No. 23)、No. 30

県民の声を受けて
(Web公開)

- ・平成26年4月16日、5月1日に県ホームページ「県民の声」コーナーで公開したもの
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県ホームページには未掲載
- ・整理番号欄に、A、B、Cを印したものは、今月の主な内容（9件）
 - Aは職員に関するもの（3件）
 - Bは職員の気付きに繋がると思われるもの等（2件）
 - Cは「県民の声を受けて実施した」案件で、県民サービス向上のため業務の改善等へ反映したもの（4件）

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	【件名】	【概要】	対応部局	対応課	【対応内容】	反映区分
1	2014/3/19	電子メール	提案意見	地震の被害想定について	最近、地震や津波についての報道がやけに多く感じられます。まず自分自身、そして家族の身の安全を守らねばと考えていますが、自然災害はいつ来るかわかりません。知事が会見し発表した想定を見て怖くなってきました。私の住所は、完全に水没する地域です。親のいる尾鷲地域のことも、ものすごく心配になりました。被害想定を知事の判断で号外でも良いので、三重県内に広報として緊急に配っても県民は税金の無駄遣いとは言わないと思います。もっと解りやすい避難経路などの防災情報の提供をお願いします。	防災対策部	防災企画・地域支援課	このたびは、貴重なご意見をありがとうございます。三重県では、県独自の地震被害想定調査を実施し、平成26年3月18日に調査結果を公表させていただきました。この調査結果のうち、「津波浸水予測図」及び「津波浸水深30cm到達予測時間分布図」につきましては、「防災みえ.jp」ホームページからご覧いただくことができるようにしています。その他の調査結果の概要につきましては、なるべく早い時期に「防災みえ.jp」ホームページ上でご覧いただけるよう、準備を進めているところです。また、この被害想定調査の結果を県内市町にデータとして提供し、各市町において、ハザードマップの作成や津波避難計画策定等に活用いただくこととしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
2	2014/4/9	電子メール	要望	国民保護計画について	国民保護計画を全戸に配布してください。	防災対策部	危機管理課	貴重なご意見ありがとうございます。三重県国民保護計画につきましては、三重県ホームページに掲載していますので、このURL (http://www.pref.mie.lg.jp/D1BOUSA1/kokuminhogo/) にアクセスして、ご覧になってください。三重県ホームページでご覧になれない方につきましては、お手数ですが、危機管理課（電話：059-224-2734）へお問い合わせください。若干数ですが計画を印刷した冊子がありますので、先着順で希望者へ配布させていただきます。	施策の参考とする
3	2014/2/18	封書・葉書	提案意見	県政だよりの配布について	一人住いの高齢者です。ごくわずかな年金生活でテレビを持っていません。町内会より回覧等で「県政だより」等をいただいています。よって、4月からも従来通りでよろしくをお願いします。	戦略企画部	広聴広報課	県では、平成26年4月からテレビのデータ放送で県政の情報をお届けすることにより、県政だよりの各戸配布を見直すこととしています。今後、テレビのデータ放送を改善、改良し、より見やすくわかりやすいものしていきますとともに、お近くの公共施設、民間施設へ配置するなど県民の皆様が手軽に入手できる環境をつくり、紙でもデータ放送でも情報をお伝えできるようにしていきたいと考えています。紙の県政だよりの設置場所の例としては、公共施設では、県の庁舎や地域機関、市の本庁舎・地域振興課、出張所、地区市民センター、公民館、市民病院、健康センター、市立図書館に配置するのをはじめ、民間施設では、ショッピングセンターや、スーパー、コンビニのほか、郵便局、農協、漁協、地方銀行などを予定しています。配置場所の詳細などにつきましては、今後も様々な広報手段でお伝えしていきますのでよろしくをお願いします。テレビがない状況と拝察いたしますが、まずは、最寄りの配置場所でのお取り寄せをお願いしたいと考えています。県政情報の入手が難しいなど、お困りごとやご不明な点がありましたら、広聴広報課までご相談いただけますようお願いいたします。	反映は困難である
4	2014/2/28	電子メール	照会	県政だよりみえの各戸配布見直しについて	自治会の会議で、来年度から県政だよりみえを各戸に配布しないと聞きました。回覧板で回覧してもらうとのことでした。県の方針で県内各世帯に配布を取りやめにするのですか。教えてください。	戦略企画部	広聴広報課	県では、これまで、県広報紙「県政だより みえ」をはじめ、新聞、テレビ・ラジオ、インターネットなど様々な媒体を活用し、県の施策や事業等の情報を提供してまいりました。県民の皆さんの情報入手手段の多様化への対応をはじめ、県政だよりの情報量の増加への対応などの課題の解消を図るため、全戸配布にかえて、平成26年4月からテレビのデータ放送で県政だよりの情報をお届けすることとしています。また、紙の県政だよりについてもお近くの公共施設、民間施設へ配置するなど県民の皆様が手軽に入手できる環境をつくり、紙でもデータ放送でも情報をお伝えできるようにしていきたいと考えています。紙の県政だよりの設置場所の例としては、公共施設では、県の庁舎や地域機関、市の本庁舎（市民課等）、総合支所、地区市民センター、市体育施設、文化会館などに配置するのをはじめ、民間施設では、ショッピングセンターや、スーパー、コンビニのほか、郵便局、農協、漁協、地方銀行、市立病院などの総合病院などを予定しています。配置場所の詳細などにつきましては、今後も様々な広報手段でお伝えしていきますのでよろしくをお願いします。テレビのデータ放送の試験放送を三重テレビで放送していますので、是非ご覧いただけますようお願いいたします。	すでに実施している
5 (30) (B)	2014/3/7	電話	相談	情報公開への対応について	情報公開を求めている者です。県土整備部とその地域機関に公文書の開示請求をしましたが、情報公開条例第7条の規定により、一切開示しないとされました。文書はあるはずなので個人情報等の部分を黒塗りにして、開示すべきと考えます。地域機関はみんな本庁にお伺いを立て、本庁が出さないように指示していました。組織的な隠べいで、根が深いです。職員の対応も実に不誠実でした。情報公開課からは、開示に当たっては担当課の判断であること、開示決定に対して不服がある場合には異議申し立ての手続きがあるとの説明を受けましたが、開示決定の過程に問題があると思っています。	戦略企画部	情報公開課	県では、情報公開条例に基づき、県政情報の公開を進めています。この条例では、情報公開制度の運用にあたって、実施機関と開示請求者双方の責務等について規定しています。実施機関には、開示請求権を尊重し、非開示情報が記載されている場合を除き公文書を開示しなければならない義務を課し、その一方で、開示請求者には、条例の趣旨・目的に沿った適正な請求に努めることを求めています。このことは、情報公開制度が、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資するために創設されたものであることを示すものです。今回のご指摘について、公文書の開示・非開示の判断は、実施機関がこの条例に基づいて適切に行うとともに、非開示決定の理由を説明する責任も実施機関が負うことになっています。また、決定に不服がある場合の制度も設けられているところです。本県では、今後も、県職員等に対し、こうした条例の趣旨を徹底し、制度的確な運用に努めてまいります。	すでに実施している
6 (A)	2014/3/5	電話	苦情	職員の執務態度等について	熊野庁舎に勤める職員が、執務時間中にメールを送ったり、気軽に時間休暇をとるなどしており、民間では考えられない態度です。忙しい部署もあるのは十分知っていますが、仕事の分担のバランスも考えられてはどうでしょうか。	総務部	人事課	ご意見ありがとうございます。ご指摘いただきました勤務時間中の職員の行動により、不快感を与えたことについてお詫び申し上げます。職員に対しては、かねてより勤務時間中の態度やマナーについてのご意見をいただいた際には、会議等の場で注意を促しているところです。今後も引き続き、来庁される方をはじめとした県民の皆様にも不快感を与えないよう、様々な機会をとらえて職員に徹底してまいります。なお、職員には「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に基づき、一定の日数の年次有給休暇を付与しています。職員から年次有給休暇の申請を受けた所属長は、公務の正常な運営に支障がなければ、その理由を問わず承認し、休暇を与えなければならないことになっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする

7 (A) (C)	2014/ 3/19	電子 メール	苦情	職員の行動 について	三重県の職員が、仕事中に“LINE”をしているというのは、如何かと思います。それも四六時中 です。高価な給料を貰っているにもかかわらずです。また、県職員という立場を利用している行動 も目に余ります。	総務 部	人事 課	ご意見ありがとうございます。ご指摘いただきました勤務時間中の職員の行動により、不快感を与えたことにつ いてお詫び申し上げます。職員に対しては、かねてより勤務時間中の態度やマナーについてのご意見をいただいた 際には、会議等の場で注意を促しているところです。今後も引き続き、来庁される方をはじめとした県民の皆様 に不快感を与えることがないよう、様々な機会をとらえて職員に徹底してまいります。	県民 の 声 を 受 け て 実 施 し た
8	2014/ 4/4	電子 メール	照会	採用後の待 遇について	三重県職員採用試験のA試験とC試験の違いについてFAQでは試験レベルが高卒程度か大卒程 度かと記載されていますが、採用後どういった差別化がなされていますか。職種は行政、一般事務 です。出世のスピード、給料が異なるなどの違いを、後悔したくないので具体的に教えてください。	総務 部	人事 課	A試験採用とC試験採用については、専門試験の有無など、それぞれの試験の程度に応じて、採用時点における職務内容 や配属を考慮しますが、その後は特に違いはありません。昇任については、職員の意欲と能力を積極的に活用するという視 点に立ち、それぞれの職階としてふさわしい意欲や能力の有無、勤務成績等を踏まえて、適任者を昇任させています。給料に ついては、A試験採用の初任給(大学卒業後22歳採用モデル)は、178,800円、C試験採用の初任給(高校卒業後18歳採用 モデル)は、144,500円となります。その後の給料については、昇任等により一人一人異なりますが、大学卒採用後10年の平 均給料額267,643円、15年の平均給料額325,551円、20年の平均給料額369,813円となり、高校卒採用後10年の平均給料額 222,067円、15年の平均給料額266,530円、20年の平均給料額312,794円となります。(平成25年4月1日現在の平均額)	す で に 実 施 し て い る
9	2014/ 2/28	電子 メール	提案 意見	自動車税の 減免につい て	県の広報紙に自動車税の減免のことが載っていました。身体障害の場合は1級以外でも減免があ るのに精神障害の場合は1級のみなのです。公平・平等の考えから精神障害2級にも何らかの配慮 がほしいです。全額免除とは言いませんが1/3なり半額なりにしてほしいです。	総務 部	税 収 確 保 課	自動車税は4月1日現在に自動車所有している方に対して課税されるものです。自動車税を含む税制度は、 「公平・中立・簡素」という租税の原則に基づいた公平・適正な制度設計や運用が求められます。三重県の自動車 税の「身体障がい者、戦傷病者、精神障がい者、知的障がい者(以下「身体障がい者等」といいます。)」にかか る減免制度は、身体障がい者等の社会参画を促進するという福祉政策の観点から租税の原則に優先して設けられて います。しかしながら、当該減免制度については、公平・適正な税制度を適用すべきことから、対象となる身体障 がい者等の等級についても、一定の基準を設けているところです。つきましては、ご要望のように現在の制度に対 象となっていない等級を対象に含めることは、他の納税者との均衡を図るという公平性や法令に基づいた適正な課 税の観点から非常に困難であることをご理解ください。	反 映 は 困 難 で あ る
10	2014/ 3/11	電子 メール	提案 意見	犬・猫の殺 処分廃止に ついて	犬・猫の殺処分廃止をお願いします。あわせて去勢・避妊手術の徹底、住民やボランティアと連 携した野良猫の不妊手術の支援、地域猫の普及、国民へ終生成成指導、子どもたちへ命の重さにつ いての教育もお願い致します。真っ先に処分される離乳前、病気、障がい、年老いた犬・猫は殺処 分せず大事に飼育して全国で譲渡会を行ってください。殺処分の7～8割は野良猫の産んだ猫と聞 きました。野良猫の不妊手術と地域猫の普及はとても重要です。犬には迷子札またはマイクロチ ップか鑑札の装着を義務化してください。これだけでほとんどの迷子犬が殺処分されません。限界ま で産ませて病気も放置し、散歩はもちろんなく、一生身動きのできない狭いケージの中で過ごさ せ、エサも最小限にされたガリガリの犬・猫が沢山レスキューされています。産めなくなったら最 後は山へ遺棄するような悪徳ブリーダーを規制してください。動物取扱業者の適正な管理と登録後 の定期的な立入り検査の実施は不可欠だと思います。ぜひ小さな命をたくさん救って下さい。よろ しくお願い致します。	健康 福 祉 部	食 品 安 全 課	動物愛護管理に関し、ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、殺処分される犬猫の数の減少をめ ざして、飼い主による終生飼養、所有者の明示及び避妊去勢の実施等に関する啓発事業を行うとともに、保健所に 収容された犬猫を新たな飼い主に譲渡する事業を実施しています。その結果、この10年間で犬猫の処分数は半数 以下となりました。平成26年4月から、新たに策定した第2次三重県動物愛護管理推進計画に基づき、更なる処 分数の減少をめざして、動物の適正飼養に関する啓発活動や譲渡事業の推進、動物取扱業の監視指導等に取り組 んでまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。	す で に 実 施 し て い る
11	2014/ 3/13	電子 メール	提案 意見	動物の殺処 分について	三重県では7歳以上や大型犬を里親に出さず、たった2日間の公示だけで殺処分をしているとい うのは本当ですか。それは動物愛護法を愚弄した行為ではないでしょうか。このような事実がある ならば、黙ってはいられません。もっと真摯にこの事実について考えるべきです。殺処分を未来を託 す子どもたちに見せることができますか。そんな残酷なことを将来させられますか。三重県は神様 がいる神聖な場所ですし、世界に誇るモータースポーツ施設もあります。こんな愚行が世界に知れ たら、世界から集まるモーターファンは黙ってはいませんよ。殺処分ゼロを達成した行政もあるの です。やれないということはただの怠惰と怠慢です。税金の無駄遣いをいい加減にしてほしいで す。心ある改善を強く要求します。	健康 福 祉 部	食 品 安 全 課	動物愛護管理に関し、ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、犬の公示期間の延長やホームペ ージに写真を掲載することにより、収容された犬をできるだけ多く飼い主に返還するよう努めるとともに、適宜、現 行の譲渡方法を見直し、犬・猫を適正に飼養することができる飼い主への譲渡を行っています。今後、ボランティ ア団体への譲渡制度の導入等を検討することにより譲渡事業の充実に取り組むとともに、犬や猫の引取数及び処 分数の減少をめざして、飼い主による終生飼養、所有者の明示及び避妊去勢の実施等に関する啓発を行ってまいり ますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。	す で に 実 施 し て い る
12 (29)	2014/ 3/12	電子 メール	提案 意見	障がい者の 働く施設に ついて	新聞で知事が障がい者雇用に関する会談をされたという記事を見ました。私は障がい者雇用 を目的とした県外にあるフレンチレストランへ出掛け、その取り組みの素晴らしさに感動しまし た。そのレストランは社会福祉法人が設立運営されていて、施設種類は就労移行支援・就労継続支 援A・就労継続支援Bです。洒落た建物とゆったりとした雰囲気、窓いっぱい風景が広がる素敵 なレストランでした。このような施設で働くことができる障がい者さんの誇りさえ感じました。 ワークショップとは思えないほどの本格的な料理をいただけるということで評判も良いそうで、私 たちが訪れた日も予約のお客さんでいっぱいでした。三重県のホテルで副料理長をされていた方が 赴任されているそうで、三重県にも所縁があることも嬉しいことです。障がい者雇用の参考にされ てはいかがでしょうか。	健康 福 祉 部	障 が い 福 祉 課	ご意見ありがとうございます。障がいのある人が地域社会の中で、働くことを通して自己実現を図るとともに、 経済的な生活基盤を確立することは重要な課題のひとつです。三重県では、障がいのある人もない人も共に働く、 福祉的就労でも一般就労でもない「社会的事業所」の設置を支援することとしており、障がい者の多様な働き方 についても取組を進めていきたいと考えています。先行取組事例も参考にしながら、障がいのある人が「やりがい」 と「責任」を持って働くことのできる社会の実現を今後もめざしてまいります。	施 策 の 参 考 と す る
13	2014/ 3/26	電子 メール	提案 意見	精神障がい 者に対する 支援につい て	精神の障がいは身体や知的とは違い、目に見えて理解しにくい障がいです。それだけに苦しい生 活を強いられているのです。4月から消費税や物が値上がりする中、年金は少なく、雇用する事業 者は本当に少ないです。障がいの苦しさに加えて生活の苦しさ、そして将来の不安で生きる望みを なくしている障がい者がたくさんいます。精神障がい者が生活しやすい、平等な生活ができる地域 を作ってください。	健康 福 祉 部	障 が い 福 祉 課	ご意見ありがとうございます。精神疾患については、患者数が増加傾向にあることから、がん、脳卒中、糖尿 病、急性心筋梗塞と並ぶ患者の多い疾患として認識されてきています。精神科病院を退院した精神疾患患者等が住 み慣れた地域で生活できるよう取組が進められており、同時に精神疾患患者に関する地域住民等の理解が進むよ う、精神疾患に関する知識の普及も行われています。また、障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、一定 以上の規模の事業所等が遵守しなければならない、障がい者の法定雇用率の算定基礎の対象として精神障がい者が 新たに追加されることになりました。これにより平成30年4月1日からは、就労する機会に関する取り扱いが身 体障がい者や知的障がい者と同じとなります。精神障がい者について、これらの取組が行われてきていることにつ いて、ご理解をいただきたいと考えています。	す で に 実 施 し て い る
14	2014/ 4/4	電子 メール	照会	勤務医師 負担軽減対 策事業につ いて	通院している病院の医師が「仕事が大変なんです」と言っていました。三重県のホームページを見ていたら、 勤務医師負担軽減対策事業というのがあるようですが、その事業は具体的にどのようなものな のでしょうか。ホームページに詳細は記載してありません。十分な予算はとってあるのでしょうか。具体的な取組 はなされているのでしょうか。この事業のことを医師に聞きましたが「初めて聞きました。負担が軽減される のであれば助かるのですが、私はわかりません」とおっしゃっていました。私たちの税金は、有効活用されてい ないのではないですか。詳細な予算、取り組み、実施された内容、今後予定されている内容を教えてください。 是非私の担当医に伝えたいと思います。	健康 福 祉 部	地 域 医 療 推 進 課	今回は貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。お問い合わせいただいた病院勤務医師負担軽減対策事業ですが、 救急医療施設のコンビニ受診や、タクシー代わりの救急車利用等が問題となる中で、主に救急医療施設に勤務する医師の負 担を軽減するため、限られた予算で実施している事業です。平成25年度は予算額1,000万円で、画像システムを整備するこ と等により、待機医師が自宅にいながら、救急外来の適切な指示を出せる等の取組を実施しました。その他、県内の医師の 増加・定着を図るため、無料職業紹介事業や修学資金貸与と制度等を実施するなど、引き続き医師の不足・偏在解消策の充 実・強化に取り組んでまいります。今後とも県の医療行政にご協力の程、よろしくお願い致します。	す で に 実 施 し て い る

15 (23) (C)	2014/ 4/2	提案箱	苦情	庁舎の思いやり駐車区画について	三重県鈴鹿庁舎に来るたびに思いやり駐車区画に外車が止まっています。許可証がありませんし、とても身体障がいの方の車とは思えませんが、堂々と止めてあって不快です。指導をお願いします。	健康福祉部	鈴鹿保健所保険衛生室	ご意見、ありがとうございました。ご指摘のあった車両の利用者に対して、「おもいやり駐車場」を利用する際は「利用証」を車外から見える位置に掲げて適正利用であることを示すよう、利用ルールについて徹底させていただきました。	県民の声を受けて実施した
16	2014/ 4/1	電子メール	照会	自動販売機設置について	時々、総合文化センターの図書館などを利用する者です。昨年末あたりから今年の3月初めにかけて、施設内にて新たに自動販売機が何か所か設置されていますが、どういう意図で設置されたのかご意見をお聞かせください。2・3年前までの夏などには、施室内の給水機には「節電にご協力ください。」という張り紙があり、使用できない時期もあった為、どうして今この時期に自動販売機の増設なのか、疑問があります。設置することによって微々たる利益があるとしても、環境に優しくないような気がします。	環境生活部	文化振興課	三重県総合文化センターをご利用いただき、ありがとうございます。総合文化センターでは指定管理者制度を導入しており、施設の管理運営は指定管理者である公益財団法人三重県文化振興事業団が行っています。ご意見いただきました自動販売機について指定管理者に確認しましたところ、来館者アンケート等で要望があること、また4月19日には隣接地に三重県総合博物館(MieMu)が開館することから、総合文化センターへの来館者の増加が見込まれるため、来館者サービスの一環として自動販売機を増設しています。また、給水器については、東日本大震災直後は給水器のうち一部を止めていましたが、現在は来館者サービスの視点から通常運転を行っています。環境への配慮に関しましては、センター内照明器具のLED化、照明・空調の管理徹底、窓ガラスへの遮光フィルムの施工等、環境面や省エネルギー対策に努めております。今後も環境面、省エネルギー対策に配慮しつつ、来館者サービスの充実を図って参りますのでご理解を賜りますようお願いいたします。	すでに実施している
17	2014/ 3/25	電子メール	提案意見	男女平等や共同参画について	男女差別と言えば女性が差別されるケースのみだと思っている人が多いと思いますが、裁判所が男性差別だと認めた判例が複数存在するようです。これらの事例は法律上の男性差別ですが、慣習上の差別も日常に広く存在しているのではないのでしょうか。マラソンの距離は男性の方が長いし、昨今ではおしゃれについて男女間の不平等を感じています。おしゃれは女性が優遇される傾向にあります。男性は茶髪に染めたり、ピアスをしている人がたくさんいるからと言って、職場に持ち込むことは女性ほど容易ではありません。女性は男性と比べ、公私の区別があいまいになりやすいと感じます。ヘアカラーやネイルアートなどは身だしなみではなく、個人的な理由によるおしゃれでしょう。生物学的な性別であるセックスに対して、社会・文化的な性別をジェンダーと呼ぶそうです。かつて日本では男は外で働き、女は家を守るのは当たり前前のジェンダーでした。今では差別的だと言われる事柄でも、当時はそれが常識で、差別しているとの認識は持ってなかったでしょう。今現在の女性優遇もそれと同じだと思います。女性だからおしゃれするのは当たり前、そんな風に思っていないのでしょうか。女性だから家事や育児をすべきだも女子だからマラソンの距離が短いのは当たり前と同じ理屈に思えます。女性差別に関しては意識が高まる一方で、女性優遇に関しては不感症ではないのでしょうか。もし、職員が男女差別の被害者は女性のみとの認識で職務にあたっておられるのならそれは違うと私は申したいです。法律上の男性差別も、男性の訴えがなければ、今でも気付かれる事なく放置されていたでしょう。合理的理由なき男性優遇も、合理的理由なき女性優遇も、両方ダメだと思います。男女平等社会の実現のため、今の視点を変えて、当たり前や常識をも疑って、取り組んでほしいのです。宜しく願いいたします。	環境生活部	男女共同参画・NPO課	男女共同参画についてのご意見、ありがとうございます。三重県男女共同参画推進条例では、基本目標として「男女が性別による差別的取り扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保すること」や「男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善すること」などを掲げています。この条例の基本目標を達成すべく、ご意見いただきました「合理的理由なき男性優遇も、合理的理由なき女性優遇も、両方ダメだ」という意識を持って今後も業務に取り組んでまいります。	すでに実施している
18	2014/ 4/7	電子メール	照会	在日外国人への優遇措置について	最近、インターネットや週刊誌等で、在日外国人への優遇措置について目にすることが多いので調べてみると、三重県の一部の自治体で、住民税や県税の減免措置があったそうです。このことが事実であるのか、その他にも優遇されていることがあるのかを教えてください。	地域連携部	市町行財政課	平成19年度まで、県内の一部市町において外国人住民に対して、そのことを事由に個人住民税の減免措置が実施されてきました。現在では、県内全市町においてこのような減免措置が実施されていないことを確認しております。県としましては、今後とも市町村税政の公平・公正かつ適正な運用を図るよう、県内市町に対して助言等を行ってまいります。	すでに実施している
19	2014/ 2/3	電子メール	提案意見	市町対抗駅伝について	市町対抗駅伝は、いつまでやるのですか。目的は何ですか。血税を無駄遣いしていると思えます。今すぐ止めるべきではないですか。	地域連携部	スポーツ推進課	貴重なご意見をいただきありがとうございます。「美し国三重市町対抗駅伝」は、三重県をはじめ、三重陸上競技協会、三重県市長会、三重県町村会、三重県教育委員会、三重県市町教育長会、公益財団法人三重県体育協会が構成団体となる実行委員会を組織して大会運営を行っています。県としましては、今後の大会が、スポーツを「する」「みる」「支える」といった全ての立場の皆さんが、気持ちよく充実感のある大会となるように、県内各市町ならびに関係団体、関係企業等とともに取り組んでいきたいと考えていますので、よろしくご理解の程お願いいたします。	施策の参考とする
20	2014/ 2/17	電子メール	苦情	美し国三重市町対抗駅伝での警備員の対応について	美し国三重市町対抗駅伝の日に横断歩道で信号待ちをしていると、警備員に「この信号は変わらないからここは渡れない」といわれました。理由もどのくらいしたら通れるのかも迂回する道も教えてくれませんでした。しばらく違う道を探して振り返ると、その警備員は私には渡れないと言った横断歩道を通行させていました。しばらくしてからその道に戻ってきたとき、その警備員はタバコを吸っていました。この警備員の対応はいかがなものでしょうか。このような警備員がいる業者に業務を委託してよいのでしょうか。そもそも、美し国三重市町対抗駅伝は何のために行っているのでしょうか。県民に不快な思いや不便をかけてまで行う必要のあるイベントなのでしょうか。遷宮の効果で観光客が増加している中、今回のような対応をとる警備員がいると三重県の印象を悪くするだけではないのでしょうか。	地域連携部	スポーツ推進課	貴重なご意見をいただきありがとうございます。「美し国三重市町対抗駅伝」は、三重県をはじめ、三重陸上競技協会、三重県市長会、三重県町村会、三重県教育委員会、三重県市町教育長会、公益財団法人三重県体育協会が構成団体となる実行委員会を組織して大会運営を行っています。駅伝大会の警備業務に関しては、実行委員会が警備会社に委託をして、350余名の警備員を配置しています。このたびの警備員の対応については、確かに警備会社に伝えるとともに、業務の態度等につきまして再度徹底を図ってまいりたいと思います。県としましては、今後の大会が、スポーツを「する」「みる」「支える」といった全ての立場の皆さんが、気持ちよく充実感のある大会となるように、県内各市町ならびに関係団体、関係企業等とともに取り組んでいきたいと考えていますので、よろしくご理解の程お願いいたします。	施策の参考とする
21	2014/ 3/11	電子メール	提案意見	スポーツ施設の整備について	伊勢市でのプロ野球のオープン戦に家内と友人夫妻4人で観戦しました。私が子どもの頃、地元の津市営球場で毎年オープン戦が開催され、観戦に行くのをとても楽しみにしていたのを懐かしく思い出しました。母親に連れられてプロ野球の試合を観戦し、野球が大好きになり高校野球で甲子園を目指し、長く野球に携わる事が出来ました。私の子ども達も野球の良さ、楽しさを理解してくれたのか大学まで野球を全うしてくれました。私の三重県に対する印象は、以前よりスポーツに力を入れていて頼もしく感じています。子ども達の為に是非、年に一度でもいいので、野球だけでなく日本のトップレベルのスポーツが観戦できる施設、スタジアムを整備していただきたいです。財政難は分っていますが、ハードとソフト両面の支援を宜しく願いします。	地域連携部	国体準備課	御意見ありがとうございます。県では、平成25年3月に今後の県営スポーツ施設の整備・充実や市町スポーツ施設への県の関与のあり方等について取りまとめた「三重県スポーツ施設整備計画」を策定いたしました。この計画の中で、本県には、大規模大会が開催できるような施設が少ないことも課題のひとつに掲げているところです。今後は、この計画に位置付けた、県営総合競技場陸上競技場の大規模改修や、市町が行う一定規模以上のスポーツ施設の新改築への支援制度の創設などに取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。	すでに実施している

22	2014/3/24	電子メール	提案意見	熊野古道のウォーキング用マップ等について	先日、熊野古道センターに車を止め、八鬼山を越えて三木里まで歩き、三木里駅から鉄道でセンターに戻りました。立派な施設も見学しましたが、提案とお願いがあります。地形図を持っていましたが、史跡に関する照会や、高度、各地点間の距離などの載ったウォーキング用マップを求めてセンターに立ち寄りしましたが、差し出されたのは、一冊の厚い情報誌で山には持っていきません。近年ウォーキングを楽しまれる方が増え、観光地では、歩くための地図が案内所に用意されているところもあります。ぜひ、自分の位置も確認できて、途中の見どころも味わえるハイキングマップを作ってください。できれば、A4一枚裏表位の手で持てるものがいいです。事故防止のためより楽しむためにお願いします。また、非常用の食品しか用意していませんでしたが、直売所には昼食になるものではなく、レジの方に紹介していただいた商店でようやくパンが買えました。ぜひ、併設のお土産物店に、山に持っていけるお弁当やおにぎりを販売してください。その他、八鬼山を越えた後、古道の出口から駅まで、駅からセンターまでの案内がなく、困りました。こちらも改善していただきたいです。	地域連携部	東紀州振興課	三重県では、本年3月の紀勢自動車道の完成や7月には世界遺産登録10周年を迎えることから、来訪される多くの古道客が伊勢から熊野まで熊野古道伊勢路をスムーズに歩くことが出来る環境を提供することが必要であると考えています。そこで、ガイドマップにつきましては、伊勢から熊野まで熊野古道伊勢路約170キロメートルを通して歩けるようイラストで描いた「熊野古道伊勢路図鑑」を沿線の状況や歩くルートが目印などを確認するなどして改訂しているところです。また、県や東紀州地域の5市町で構成する東紀州地域振興公社では、熊野古道伊勢路の各峠の情報や見どころを示した「熊野古道ガイドマップ」を改訂し、3月末に配布しました。このガイドマップでは、峠ごとに各地点間の距離やおおよその歩行時間の目安なども掲載しています。案内標識の整備につきましては、平成23年度、24年度において、熊野古道伊勢路への来訪者が安心してウォーキングを楽しめるよう鉄道駅、道の駅、市町の中心部などの拠点施設から熊野古道に誘導する案内サインを設置したところです。今後も、地域と連携して案内標識の充実など古道客が安心して安全に歩くことができる環境整備に努めてまいりたいと考えていますのでよろしくお願いします。なお、併設の「お土産物屋」である地場特産品情報交流センター「夢古道おわせ」は、海洋深層水の温浴施設も含め尾鷲市が管理しておりますので、ご意見につきましては尾鷲市にお伝えさせていただきます。	すでに実施している
23 (15) (C)	2014/4/2	提案箱	苦情	庁舎の思いやり駐車区画について	三重県鈴鹿庁舎に来るたびに思いやり駐車区画に外車が止まっています。許可証がありませんし、とても身体障がいの方の車とは思えませんが、堂々と止めてあって不快です。指導をお願いします。	地域連携部	鈴鹿地域防災総務所	ご意見、ありがとうございます。ご指摘のあった車両の利用者に対して、「おもいやり駐車場」を利用する際は「利用証」を車外から見える位置に掲げて適正利用であることを示すよう、利用ルールについて徹底させていただきました。	県民の声を受けて実施した
24	2014/4/2	提案箱	苦情	庁舎ベランダでの喫煙について	鈴鹿庁舎2階の喫煙所ではないはずのベランダでタバコを吸うのはやめてほしいです。出入口の真上で煙や灰が気になります。	地域連携部	鈴鹿地域防災総務所	このたびは貴重なご意見ありがとうございます。三重県鈴鹿庁舎では、受動喫煙防止対策として、平成26年3月31日まで、1階・2階・3階・4階(4階のみ北側バルコニー)に喫煙スペースを設置していましたが、平成26年4月1日から2階に閉鎖しては東側バルコニーを含め喫煙スペースを廃止し全面禁煙といたしました。なお、2階では昨年12月から今年3月までトイレの改修工事に伴う喫煙室の廃止に伴い、東側バルコニーを暫定的に喫煙スペースとしていました。現在、三重県鈴鹿庁舎では喫煙スペースを1階・3階・4階(4階のみ北側バルコニー)に設置し、建物内での分煙を進め、県民の皆さんに気持ちよく来庁していただけるよう努めています。ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
25	2014/3/14	提案箱	要望	通路の雨漏りについて	伊勢庁舎の通路が雨漏りしています。直してください。	地域連携部	南勢志摩地域活性化局	ご意見ありがとうございます。2月14日の雪のため通路の屋根が破損し一部雨漏りが発生しており、来庁者の皆様にはご不便をおかけしています。現在、修繕について関係部局と協議を行っていますのでご理解をお願いします。なお、雨漏り箇所にはコーンを設置するなどして注意をお願いしているところです。	次年度以降に反映したい
26	2014/4/1	電子メール	苦情	県発行の情報誌について	「三重の里いなか旅のスズメ」2014年版が発行されました。私が2013年8月頃に担当部署に連絡した時には「もう編集期限が過ぎている」ということでしたのでそうなのかと思いましたが、この度出版されたこの情報誌を見てあらためて疑問が出てきました。2014年版ということであるものが2013年8月の段階で締め切ること、2013年夏には開業して存在していたものを実質的に存在を否定しているのではないかという問題です。2014年版に掲載されていないということは、2014年現在では存在していないということの意味します。編集上の条件で、2013年8月の段階でもう取り上げないというのはあまりにも機械的だと思います。どうしても載せられないならば小さなスペースで追加的に「開業されている」ということだけでも書くことで、実質的に抹殺という事態は防げたと思います。3月に発行する案内物を、半年以上前に締め切らなければならないというのはどう考えても理解できないし、でたらめ極まりない作業だと思います。	農林水産部	農業基盤整備課	ご意見ありがとうございます。県では、三重の里をPRする「いなか旅のスズメ」を隔年で発行しています。2014年版の発行に当たっては、平成25年6月に冊子への掲載施設数を決定し、取材・編集作業の委託者の募集公告を行いました。このため、6月以降にお問い合わせいただいた施設等の方には、掲載出来ない旨、ご説明させていただいていましたが、言葉足らずでご不快な思いをさせていただきました。御意見いただきました「追加的」な紹介につきましては、追録として活動施設(組織)名と所在地、活動内容を掲載したチラシを作成し、今後配布する本冊とともに配布しPRして参ります。また、次期冊子の編集につきましては、このようなことにも十分配慮してまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。	すでに実施している
27	2014/3/24	電話	提案意見	みえ森と緑の県民税について	県政だよりみえ3月号で「みえ森と緑の県民税スタート」を読みました。消費増税の時期にさらに増税かと思うと腹立たしいです。年に1000円だからかまわないと思いませんか。ほかのところで節約して回すことはできなかったのですか。そういう努力はしておられるのですか。何の努力もしていない県に、簡単に税金を取り上げて、情けなく思います。支払う方の身になってほしいです。簡単に税金を増やさないといいです。災害から守るためなどと反対できない理由をつけ、税金を増やすのが行政のやり方なのですか。この税金もいい加減な使い方をするのはいいですか。税金増やされ腹が立たないわけがありません。県民は怒って当たり前だと思います。行政への不信感が募ります。	農林水産部	みどり共生推進課	森林には、水を貯える、二酸化炭素を吸収する、山崩れや洪水を防止するなどの働きがあり、その恩恵は広く県民の皆さんが享受しているところです。これまで森林は、山村地域の人々によって守られてきましたが、過疎化や高齢化、林業の低迷等により、手入れが不足した荒廃森林が増加しています。また、最近10年間の県内での集中豪雨の発生頻度は、30年前の約3.5倍となるなど、自然災害の発生リスクが高まっていると考えられます。このことから、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成26年4月1日から「みえ森と緑の県民税」を導入することとなりました。納めていただいた税は、森林づくりに関することに限って使うこととし、その結果は第三者で構成する評価委員会に報告して評価・検証するとともに、その結果は広く県民の皆さんに公表してまいります。税を巡る環境が厳しい時期ではありますが、暮らしの安全・安心を確保し、豊かな森林を未来に引き継いでいくために、導入の判断を行ったところです。ご理解をお願いします。	反映は困難である

28	2014/3/4	面談・来訪	提案意見	津高等技術学校の入学金徴収等と学校のあり方について	1 2年制の普通課程において、今までに入学予定者で入学時期である4月1日の直前になって入校を辞退する学生がいます。私は、数か月前に情報公開請求をしたことがあります。津高技では、このような生徒から入学金と授業料を徴収していません。今後、徴収する気があるのですか。その生徒のために2年間空きが補充されていません。これは税金の無駄遣いです。2 6か月訓練の短期コース及び2年制普通課程について設備配管科とパソコンCAD科は、三重大学工学部の機械工学科と電気・電子工学科に依頼すれば、津高技が税金を使って研修せずとも大学に依頼して、工学部で研修してもらうことができると考えます。2年普通課程での機械制御と電子制御科、自動車整備、金属加工科は、三重大学の3年次へ編入すれば技術を習得できると考えます。要するに、津高技のあり方を見直す時期に来ていると考えます。	雇用経済部	雇用対策課	三重県の職業能力開発校、津高等技術学校につきまして、ご意見、ご提案をいただきありがとうございました。三重県立津高等技術学校普通課程の入校予定者が4月1日直前になって入学辞退した場合のキャンセル料の徴収については、三重県立職業能力開発施設条例や同施行規則において、その規定がないため徴収しておりません。また、三重大学工学部は、求職者等の就職に向けたスキルアップを目的としたものではありませんので、ご提案いただいた内容は非常に困難と考えられます。三重県では、津高等技術学校のあり方について、雇用・経済情勢に基づき厚生労働省から示される基本計画を軸としながら、県独自の情勢も踏まえて、雇用促進の観点から関係機関と協議・調整し随時見直しているところです。今後、いただいたご意見も踏まえ、津高等技術学校の在り方等を検討していきます。(参考)・三重県立職業能力開発施設条例施行規則 第17条(授業料等の納付時期) 授業料は、授業料年額二分の一の額をそれぞれ四月末日及び十月末日までに納付しなければならない。3 入校料は、入校の際に納付しなければならない。	施策の参考とする
29(12)	2014/3/12	電子メール	提案意見	障がい者の働く施設について	新聞で知事が障がい者雇用に関する会談をされたという記事を拝見しました。私は障がい者雇用を目的とした県外にあるフレンチレストランへ出掛け、その取り組みの素晴らしさに感動しました。そのレストランは社会福祉法人が設立運営されていて、施設種類は就労移行支援・就労継続支援A・就労継続支援Bです。洒落た建物とゆったりとした雰囲気、窓いっぱい風景が広がる素敵なレストランでした。このような施設で働くことができる障がい者さんの誇りさえ感じました。ワークショップとは思えないほどの本格的な料理をいただけるということで評判も良いそうで、私たちが訪れた日も予約のお客さんでいっぱいでした。三重県のホテルで副料理長をされていた方が赴任されているようで、三重県にも所縁があることも嬉しいことです。障がい者雇用の参考にはいかがでしょうか。	雇用経済部	雇用対策課	貴重なご意見ありがとうございます。三重県では、平成26年度中に「障がい者の訓練の場としてのカフェ機能」「授産品の販路拡大につながるアンテナショップ機能」「企業と障がい者をつなぐ中間支援機能」の「場」として、ステップアップカフェ(仮称)を、三重県総合文化センター内「フレンチみえ」に設置することとしております。カフェの活用を通じて、障がい者雇用についての、企業や県民の「気づき」と「出会い」の促進につながるよう、県内外の先進事例も研究し、県民総参加の取組としていくことを考えておりますので、ご紹介いただいたレストランを是非訪問させていただき、その優れた取組を参考にさせていただこうと考えています。	次年度以降に反映したい
30(5)(B)(C)	2014/3/7	電話	相談	情報公開への対応について	情報公開を求めている者です。県土整備部とその地域機関に公文書の開示請求をしましたが、情報公開条例第7条の規定により、一切開示しないとされました。文書はあるはずなので個人情報等の部分を黒塗りにして、開示すべきと考えます。地域機関はみんな本庁にお伺いを立て、本庁が出さないように指示していました。組織的な隠ぺいで、根が深いです。職員の対応も実に不誠実でした。情報公開課からは、開示に当たっては担当課の判断であること、開示決定に対して不服がある場合には異議申し立ての手続きがあるとの説明を受けましたが、開示決定の過程に問題があると思っています。	県土整備部	建築開発課	ご意見をいただき、ありがとうございます。建築開発課では日頃から相談者の立場に立ってお話をお聞きするよう努めているところですが、このたびは、職員の対応により不快な思いをおかけしました。いただきましたご指摘を参考に、開示については再検討するとともに、相談者の皆様にも不快な思いをさせないようあらためて職員に周知いたしました。	県民の声を受けて実施した
31	2014/4/2	電話	提案意見	三重県議会について	本会議を見ていると、行政の意見を議員が追認しているだけに思えます。議会を開催している意味を議員一人一人に確認してみてもどうですか。そして、自分のスタンスを議会で示せないのなら、示せる制度にはできないのですか。また、そもそも議員の選出は「徴用制」とし、まずは県職員の初任給で3年間働くことを義務づけ、様々な職場を体験した後に議員になれるという制度にするべきだと思います。	議会事務局	議会事務局	いただきましたご意見は、議員に周知します。	すでに実施している
32	2014/3/17	電子メール	照会	正規職員について	三重県教育委員会では、障がい者が非常勤職員として何年勤めていても正規職員になることはないのでしょうか。	教育委員会	教職員課	三重県教育委員会では、障がいの有無にかかわらず、複数年勤務いただいた非常勤職員を正規職員として採用するという制度はなく、本県が正規職員として採用するためには、採用試験を受験していただき、合格することが必要となりますので、ご理解願います。	反映は困難である
33(A)	2014/3/6	電子メール	激励・賛同	登校指導について	ここ数日、津市の借楽公園沿いの道路で、生徒を指導するためか、朝早くから立っている先生らしき方を見ます。中学か、高校か、どこの学校の先生かは分かりませんが、学力低下、いじめ、いろいろな諸問題が叫ばれる教育環境の中で、大変ご苦労も多いかと思いますが、生徒の安全、命を守る上で、登校時の見守りは本当に大切なことです。こういった地道な先生方の取り組みに、心から感謝したいと思います。先生方の頑張りは、将来の日本を支えるものです。頑張ってください。	教育委員会	生徒指導課	津市内の学校による登校指導に対して激励のご意見をいただきありがとうございます。これからの登校指導にあたっての更なる励みとさせていただきます。県内の学校におきましては、生徒の交通安全及び、交通マナーの向上を目指して、ホームルーム活動等で交通安全・交通マナーの啓発、校外での登下校時の交通指導等を行うなど、日頃から取組を行っているところです。なお、激励をいただいた件については、今後の指導に活かすべく、中学校に対しては津市教育委員会を通じて、県立学校に対しては中勢地区生徒指導連絡協議会を通じて各学校に周知します。今後も生徒の交通安全教育の充実と通学マナーの向上に努めて参りますので、ご理解とご協力の程よろしくお願ひします。	すでに実施している
34	2014/3/25	電子メール	提案意見	子どものスマホ制限について	他県の市が実施する中学生以下の携帯、ゲーム、スマホの使用時間制限の試みに期待をしています。三重県でも是非採用して欲しいと望みます。家でのルールを決めて制限をしているつもりでも相手がいる事なので時間を制限しかねます。みんなが利用できないようにする事が一番よいと思います。お酒やたばこは年齢制限があるのに、スマホには制限がないのがおかしいです。睡眠不足による健康被害や精神的被害も多々あり得るスマホにぜひとも制限をよろしくお願ひします。	教育委員会	生徒指導課	子どもの携帯、スマートフォン等に関するご意見ありがとうございます。三重県教育委員会では、子どもたちのスマートフォン等の利用について、制限を行うことよりは、まずは家庭でのルールづくりや、保護者の見守りが大切であるとの考えのもと、保護者を中心とした「ネット啓発リーダー」を養成し、スマートフォン等を買与える可能性の高い小中学生の保護者を対象に、「ネット啓発講座」に取り組んでいます。また、閉鎖的なコミュニティでの誹謗中傷や、スマートフォン等への依存問題が発生していることから、直接子どもたちに対して情報モラル、リスク教育を行うことで、児童生徒がスマートフォン等の利用に対して適切に対応する力を養うことが必要であると考えています。今後も各学校・地域における子どもの見守り体制の充実と同時に、児童生徒のスマートフォン等の利用に伴う知識向上のための、子どもたちへの指導等、取組を進めてまいりますので、ご理解とご協力の程よろしくお願ひします。	施策の参考とする